

## 5 提出された意見の概要

### (1) 制度全般 (1件)

No.	提出された意見の概要	市の考え方
1	制度の目的や意義が明確になっていない。	本制度を着実に実施するための御意見として参考とさせていただきます。

### (2) 制度の趣旨・定義 (2件)

No.	提出された意見の概要	市の考え方
1	制度を創設すると、「差別や偏見のない自分らしい生き方ができる社会」がなぜ実現できるのか、制度とこうした社会の実現のつながりが不明である。	本制度を着実に実施するための御意見として参考とさせていただきます。
2	法律の婚姻とは異なるとしても、パートナーシップが婚姻と趣旨を同じくするなら、相手を扶助することが重要であり、現在の定義では、この重要なことが抜けている。定義の終わりの部分は「…日常生活において互いに協力し扶助し合うことを…」とすべきである。	同上

### (3) 制度 (宣誓者) の要件 (1件)

No.	提出された意見の概要	市の考え方
1	婚姻と同じく同居することを要件とすべきである。	本制度は法律上の婚姻と異なり、法的な権利や義務が発生するものでなく、互いを人生の大切なパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係としておりま

		<p>す。</p> <p>また婚姻後も必ずしも同居を前提としない多様な婚姻の在り方もあることから、同居を要件とすることは現在のところ考えておりません。</p>
--	--	---

(4) 制度（宣誓）に必要な書類（1件）

No.	提出された意見の概要	市の考え方
1	パートナーシップ宣誓書が記載されていない。	今回のパブリックコメントでは制度（案）の概要についてお示しておりますので、必要な様式につきましては今後作成する要綱やガイドブックで記載してまいります。

(5) 受領証関係（2件）

No.	提出された意見の概要	市の考え方
1	返還するものに「受領証カード」が抜けている。現在の（2）（3）は重複した内容なので不要である。新たに「（2）宣誓が無効となったとき。」を追加すると、すっきりした内容になる。	<p>今回のパブリックコメントでは制度（案）の概要についてお示しておりますので、受領証の返還につきましては今後作成する要綱やガイドブックで整理してまいります。</p> <p>また（2）（3）につきましては、住所を有しない場合とそれ以外の要件を記載しているため、重複する内容とは考えておりません。</p> <p>「宣誓が無効になったとき」の記載につきましては、「8 無効となる宣誓」において整理してまいります。</p>
2	「7 受領証の返還」と「8	今回のパブリックコメントでは制度

	無効となる宣誓」の順序が逆。	(案) の概要についてお示しておりますので、今後作成する要綱やガイドブックで整理してまいります
--	----------------	---

(6) その他意見 (3件)

No.	提出された意見の概要	市の考え方
1	<p>制度への理解が得られるようにするため、宣誓者が享受できる権利や婚姻と違って認められない事項を記載してはどうか。</p> <p>宣誓に要する費用、受領証や受領カードの交付に要する費用がある場合は記載してはどうか。</p>	<p>今回のパブリックコメントでは制度(案) の概要についてお示しておりますので、必要な事項につきまして今後作成予定のガイドブック等で記載してまいります。</p>
2	<p>パートナーシップ宣誓をしたら何か良いことがあるのか、現在の内容ではまったく分からない。「法律では婚姻として認められない二人が、パートナーシップ宣誓をすることで、綾瀬市はできる限り婚姻と同じように扱う」ということが、綾瀬市が人権意識を向上するためにも必要ではないか。</p> <p>例えば、市民税についてはパートナーシップ控除(配偶者控除と同じ内容)を認めるとか、住民票は同一世帯にできるといったことが必要だと思う。</p>	<p>本制度の創設により、性的マイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、当事者の抱える生きづらさの軽減につながるよう、周知・啓発の取組を進めてまいります。</p> <p>また本制度は法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものでなく、互いを人生の大切なパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係としております。</p>
3	<p>制度の創設は素晴らしい。必要な人にとってこの制度が当たり前</p>	<p>本制度につきましては広報やホームページへの掲載、関係機関へのお知らせ</p>

	<p>に使えるものであるよう、市民、またその外まで周知されることを願っている。また、教育面での対応も同時に行われることを願っている。</p>	<p>せと協力をお願いするなど、必要な周知を図ってまいります。また職員が性的マイノリティについて理解し、市民対応や施策に反映することが重要であると考えておりますので、導入にあたり、職員研修を実施するなど、本制度の周知と性的マイノリティに対する理解促進に努めてまいります。</p>
--	--	---